

令和2年度 就学援助のお知らせ

石垣市では、市立小中学校に通う児童生徒の保護者の中で、経済的理由により学校給食費や学用品費など教育費の支払いにお困りの方に対し、その費用の一部を援助しています。

◆援助を受けることができる方

- ①市県民税の課税がなく、生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方
- ②生活保護を平成31年4月1日以降に停止又は廃止になった方
- ③生計維持者が病気療養など特殊事情を有する方（校長意見書が必要です）
- ④東日本大震災及び熊本地震の被災者で生活が困窮していると認められる方（罹災証明書又は被災証明書の提出が必要です）



◆申請期間 令和2年6月1日(月)～各学校により異なります。期限厳守!

※在学年・新入学年同時申請となります。

◆申請に必要な書類

全ての方が提出

- ①「令和2年度 就学援助申請書」（小中学校に設置）
- ②保護者名義の預金通帳又はキャッシュカードのコピー（口座名義、支店名、口座番号が確認できるもの）
- ③印鑑（認め印可。シャチハタやスタンプの簡易印鑑は不可）



申請はお早め!

対象者のみ提出

- ④「令和2年度所得課税証明書」（原本）
※1月1日に島外に住所を有していた方のみ
・学生を除く世帯全員分
・令和2年6月1日から令和2年度の証明書が取得できます。
・マイナンバーの記載のないものを提出して下さい。
- ⑤障害者手帳（写）、病気にかかる診断書（原本）等
- ⑥特殊事情で申請する方は、それを証明する書類
- 東日本大震災及び熊本地震の被災者のみ提出
- ⑦罹災証明書又は被災証明書

◆申請場所 児童生徒が在籍する小中学校

※兄弟姉妹が小学校・中学校ともにいる場合は、「令和2年度 就学援助申請書」をそれぞれの小学校・中学校へ、それ以外の添付書類はどちらか一方の学校へ提出してください。

◆認否確定時期 令和2年8月下旬

◆注意

- ①申請後、生活保護基準を基に審査を行います。
申請すると必ず援助が受けられるとは限りませんのでご了承ください。
- ②令和元年度に認定された方も、引き続き援助を希望する方は、申請が必要です。
ご不明な点がありましたら、下記までお問合せください。



【問合わせ先】石垣市教育委員会 学務課 ☎0980-83-0355

ホームページ <https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/gakumu/gakumu02/746.html>

第1回子ども若者個別相談会のお知らせ

石垣市子ども若者支援地域協議会では、毎月専門の臨床心理士をお招きし、不登校、引きこもりなど社会生活を営む上で困難を有する方、そのご家族、関係者の方々の相談・支援を行っています。

6月は下記日程で相談会を開催いたします。一人で悩まず、まず相談してみませんか。

期日：6月13日（土）13：00～17：00

場所：石垣市青少年センター

スーパーバイザー 子ども若者みらい相談プラザ sorae

主任支援員 臨床心理士 松本 大進先生

守秘義務は厳守します。
お気軽にお越しください!



【お問い合わせ】石垣市青少年センター ☎0980-82-1030

ホームページ http://www.ishigaki.ed.jp/manabika/htdocs/?page_id=19